

すどう あきお	公明	個人	六
---------	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

- 一 ウイズコロナにおける安心・安全のまちづくり
- (一) 新型コロナワクチン接種体制について
- ア 高齢者の接種率の見込みについて
- イ 接種施設ごとの接種推定人数について
- ウ 施設型の介護従事者の先行接種の予定について
- エ 予約システム構築の進捗と開始時期
- オ システム負荷とその対策について
- カ 副反応への対応とその準備の進捗について
- ク アウトリーチの取り組みについて
- ケ 高齢者への二回接種の対応の見通しと課題について
- コ 保健所の人材確保とその計画について

【要旨】

接種者の想定をうかがう。高齢者の接種率をどう見込むか。三類型の接種施設における接種予定者をどう見込むか。施設型の介護従事者への先行接種の意義は大きいと考えるが、北区の予定と現状をうかがう。予約システムの作成の進捗状況を

すどう あきお	公明	個人	六
---------	----	----	---

うかがう。また、いつから受付をスタートし、一度に大きな負荷がかかった場合の対策についてうかがう。副反応が出た人への対応はどのように考えているかがう。高齢者施設等での接種体制は、どのように取り組むのかがう。接種施設までの移動が困難な高齢者・障がい者の方々のために、どのような手段を考えているか。アウトリーチも含めて検討状況をうかがう。六十五歳以上の高齢者への二回目の接種開始に関して、対応の見通しと課題についてお示しください。進捗の把握はどのように行うのか。保健所はどこまで人員を確保しているのか。必要であれば今からでも人員の確保に努めるべきである。計画をお示しください。

すどう あきお	公明	個人	六
---------	----	----	---

一(一) アイウエオカクケコ
はじめに、ウィズコロナにおける安心・安全の
まちづくりのうち、
新型コロナウイルスワクチン接種体制について、
順次お答えいたします。

高齢者の接種率と

三類型の接種施設における接種予定者数については、
現在、対象となるすべての方が
接種を受けられる体制の確保に努めております。

高齢者施設等の介護従事者の先行接種については、
ワクチン流通の効率性に留意した上で、
高齢者の優先接種と同じ時期に
接種することも差し支えないとされています。

予約システムについては、
現在医師会とも相談しながら
仕様の詳細について検討を進めており、
四月の高齢者向けの接種予約開始に合わせて

(後頁へ続く)

すどう あきお

公明

個人

六

(前頁から続く)

開設する予定です。

また、予約が集中した時などの対応については、アクセス数を最適化するシステムを活用して、安定的な運用に努めてまいります。

次に、副反応を示した方への対応についてお答えします。

北区はすべてのワクチン接種を医療機関で行うことで、接種後の副反応に、迅速に医学的処置を行うことができます。

さらに、必要な薬品・機器等を事前に配備するとともに、副反応対応後の緊急病床を確保することで、万が一に備えた万全な体制を構築いたします。

接種施設に行くことが困難な在宅療養者のためには、ご自宅で接種を受けることも可能となるよう訪問しての接種について医師会と調整中です。

(後頁へ続く)

すどう あきお

公明

個人

六

(前頁から続く)

次に、六十五歳以上の高齢者の二回接種への対応の見通しと課題についてお答えします。

先日策定しました

「新型コロナウイルスワクチン接種実施計画」では

二回接種を前提に、
六十五歳以上の高齢者の接種を計画化しています。
標準的には二十日の間隔において

二回接種することとされ、

一回目の接種から間隔が二十日を超えた場合は、
できるだけ速やかに二回目の接種を
実施することとされています。

このため、一回目接種を受ける方と

二回目接種を受ける方の

接種時期が重複することが想定されるため、
その前提で接種体制の構築を進めています。

次に、ワクチン接種にかんする人員確保について

(後頁へ続く)

すどう あきお

公 明

個人

六

(前頁から続く)

お答えします。

これまで、業務量の増大に伴い組織を設置し、必要な人員を確保してまいりました。今後のさらなる対応につきましては、令和三年度から七名の職員体制で対応していきます。今後も、全庁的な組織の連携など、柔軟かつ迅速に取り組んでまいります。

すどう あきお	公明	個人	六
---------	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

- 一 ウイズコロナにおける安心・安全のまちづくり
- (一) 新型コロナウイルスワクチン接種体制について
 - キ 高齢者施設での接種体制について

すどう あきお

公明

個人

六

一(一)キ

次に、高齢者施設などでの接種体制についてです。

現在、国の「高齢者施設における

新型コロナウイルス感染症に係る

予防接種の基本的な考え方」に則り、

区の実情を踏まえた接種体制整備に向けて

準備をすすめています。

高齢者施設における接種は、インフルエンザ等、

平時の施設における定期接種体制を基本として、

検討を行うとされておりますので、

まずは各施設の状況把握に努めているところです。

引き続き、国や東京都の発信する情報を

しっかりと収集し、地域の実情に応じた、

円滑な接種に向けて取り組んでまいります。

すどう あきお	公明	個人	六
---------	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

一 ウイズコロナにおける安全・安心のまちづくり

(二) 非接触・非対面が可能なものに対しての取り組み
推進を

ア 現在、区で「非接触型・非対面型」のサービス
等で新たに取り組んでいることがあれば、教えて
ください。また、その課題もあれば教えてください。
い。

すどう あきお

公明

個人

六

一 (二) ア

次に、非接触・非対面が可能なものに対しての取り組み推進を、との質問の内、まず、現在、新たに取り組んでいる

「非接触型・非対面型」のサービスと

その課題についての質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の

感染拡大を防止するためには

人と人との接触機会を、できる限り減らすことが

重要と考えています。

そのため、「非接触型・非対面型」サービスは

感染防止策として有効なものと考えています。

現在は、従来から実施してきた電話による相談や

郵送による諸手続き、電子申請による講座申込みのほか

試行的に、「はぴママたまご」・ひよこ面接」と

「そらまめ相談」をオンラインにより行っております。

また、産業振興の分野などでは、

【次頁へ続く】

すどう あきお

公明

個人

六

【前頁から続き】

オンラインセミナーなども開催しています。

共通する課題としては、

オンライン対応に慣れていない、

画像や音声の乱れなどのネット環境面での課題、

また、特に相談では、相手の表情が読み取りづらいなどの課題はありますが、

感染のリスクを懸念する利用者などからは、いずれも好評を得ております。

また、令和三年度には、オンラインによる

経営相談や法律相談などの開始、

区民税等のキャッシュレス決済や

町会・自治会のICT活用支援などを

推進することとしております。

オンライン化やキャッシュレス化には

デジタル・デバイドなどの課題もあることから、

こうした点にも十分留意しながら、

非接触型・非対面型のサービスを推進してまいります。

すどう あきお

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

- 一 ウイズコロナにおける安心・安全のまちづくりについて
- (二) 非接触・非対面が可能なものに対して
取り組み推進を

イ 宅配ボックス設置助成制度の導入について

【要旨】

コロナ対策として非対面の受け渡しへの積極的支援にもつながるとともに、国としても取り組みが始まる脱炭素社会・カーボンニュートラルへの挑戦の一環として再配達減少によるガソリン消費減が期待できる「宅配ボックス設置助成制度の導入を」強く要望するがいかか。

すどう あきお

公明

個人

六

一 (二) イ

次に、宅配ボックス設置支援事業の導入についてです。

宅配ボックスの活用は、コロナ禍における新たな生活様式の中で、有用な手段の一つであると考えます。

また、宅配便等の再配達の減少につながることで二酸化炭素排出の削減にも一定の効果があるものと捉えておりますが、設置費用の助成につきましてもは、研究課題とさせていただきます。

すどう あきお

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

- 一 ウイズコロナにおける安心・安全のまちづくりについて
- (二) 非接触・非対面が可能なものに対して
取り組み推進を

ウ 専門家によるオンライン・電話・SNSの相談の充実を

【要旨】

各種協力金や給付金等について相談できる場が少なく、必要な人に必要な情報が届いていない現状は改善すべきである。広く、手軽に専門家に相談できる場が必要である。そこで、専門家によるオンライン・電話・SNSの相談を区として支援するべきと考えるがいかがか。

すどう あきお

公明

個人

六

一 (二) ウ

次に、専門家によるオンライン・電話・SNSの相談の充実を のご質問にお答えします。

北区では、これまで、区内中小企業を対象とした各種支援制度についてホームページや、メールマガジン等を通じて周知を図るとともに、昨年末には、北区の経営相談や各種支援制度等の活用を促進するため、チラシを作成し、関係団体の協力もいただき、配布したところです。

あわせて、経営アドバイザーをはじめ専門家による相談も継続的に実施しており、こうした相談の中で必要に応じて各種制度についてもご案内しています。

また、来年度からは、経営相談については、オンラインによる相談もできるよう準備に取り組んでいるところです。

今後も、区内中小事業者の皆さまの情報入手方法を確認しながら、情報提供や相談体制等について工夫してまいります。

すどう あきお

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

一 ウイズコロナにおける安心・安全のまちづくり

(三) 大規模災害に負けない、地域の体制づくり

ア 避難行動要支援者への個別計画について

(ア) 個別計画の作成について、いつまでに、どのような手順で進める計画になっているのか。

(イ) コロナ禍での作成は困難を極めると思うが、そういった事への工夫はどうなっているのか。

すどう あきお

公明

個人

六

一 (三) ア (ア)・(イ)

次に、大規模災害に負けない、地域の体制づくりのうち

避難行動要支援者への個別計画についてです。

区では、災害時の避難支援を

実効性のあるものとするために、

平成三十年度より、要介護三から五までの高齢者を対象に個別計画の作成を進めています。

この個別計画は、高齢者あんしんセンターに

委託して作成しており、令和三年一月現在の

作成件数は、九百六十四件です。

引き続き、新規要介護者の作成を行うとともに、作成済みの個別計画の更新を検討してまいります。

障害者の個別計画については、

今年度、障害福祉サービス等の

利用計画を作成している事業者に

委託して作成する予定でしたが、

【次頁へ続く】

すどう あきお

公明

個人

六

【前頁から続く】

現在、検討を進めている水害時の

タイムラインの要素を加えた検討が必要となり、

さらに、新型コロナウイルス感染症の

感染拡大を考慮し、着手に至りませんでした。

個別計画の作成は、要支援者宅を

訪問する必要があるため

コロナ禍においては、

要支援者の計画への理解・協力をしていただくように

努め、

感染防止を図りながら取り組んでまいります。

すどう あきお

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

- 一 ウイズコロナにおける安心・安全のまちづくり
- (三) 大規模災害に負けない、地域の体制づくり
- ア 避難行動支援者への個別計画について
- (ウ) 誰が実際に避難の支援をするのかを決める事が重要。どのように決めるのか。

【要旨】

国は個別計画の作成が進まない状況を鑑みて、「推奨」から「努力義務」として、災害対策基本法に明記する方向になっている。西日本豪雨の犠牲者には「避難行動要支援者」として名簿に記載されていた方で、具体的な個別計画が進んでいなかったということだ。

すどう あきお

公明

個人

六

一 (三) ア (ウ)

次に、誰が実際に避難の支援をするのかを決める事についてのご質問にお答えします。

現時点では避難行動要支援者の皆さまにおいて、実際の避難の支援者や

大規模水害時における避難のタイミング等が明確になっていない、といった課題があると認識しております。

そのため、区では、次年度より

策定に着手する予定の

大規模水害避難行動支援計画の中で、支援者にかんする課題を整理してまいります。

すどう あきお

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

- 一 ウイズコロナにおける安心・安全のまちづくり
- (三) 大規模災害に負けない、地域の体制づくり
- イ 北区において、災害時の自衛隊との連携はどのように取り決めがされているのか。また、今後の展望は。

【要旨】

自衛隊では、都内の低地部における大規模水害の発生を想定した対処計画を策定する予定と聞いている。また、昨年十二月六日に行われた赤羽西地区防災運動会には、自衛隊が参加してくれて、地域として頼もしいと感じた。北区でも大きな水害被害が想定されており、自衛隊の協力が得られれば心強い。北区でも自衛隊との連携を取っていくべき。

すどう あきお

公明

個人

六

一 (三) イ

次に、自衛隊との連携についてです。

大規模災害等で、区民の救助救出などにおいては自衛隊の支援は極めて重要なものと考えております。

区では、災害が発生し、

またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要がある認めるときは、都知事に自衛隊の派遣要請を求めることができるという取り決めになっております。

自衛隊は、

今年度実施した東京都との合同総合防災訓練にも参加いただきましたが、

今後も継続して区と合同での訓練を実施するなどさらなる連携強化に努めてまいります。

すどう あきお

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

- 一 ウイズコロナにおける安心・安全のまちづくり
- (三) 大規模災害に負けない、地域の体制づくり
- ウ 銭湯の防災拠点化について

【要旨】

北区は「災害時における公衆浴場及び井戸の使用に関する協定」が結んでいるが、この内容は具体的にどのようなになっているのか。特に水の確保に関しては有事の際のポンプの稼働がカギになるが、停電時の発電に関してや、消防団との連携など、費用の助成を含めて、銭湯の防災拠点化を、もう一歩進めてもよいのではないかと考えますが、区の見解は。また、一時的な避難所としての銭湯の利用について、なるべく多く確保していくメリットがあると考えるが、いかがか。

すどう あきお

公明

個人

六

一 (三) ウ

次に、銭湯の防災拠点化についてです。

北区が、東京都公衆浴場商業協同組合北支部と

締結している協定では、同支部から

被災者への入浴支援及び

区民への生活用水の供給を受けることを定めており、

入浴支援における費用と

井戸水の汲みあげにかかる電気・燃料代は

区が負担するとしております。

なお、停電時において、

百メートル以上の深さのある井戸から

水を汲みあげるポンプを動かす

電源を確保するためには

大掛かりな設備が必要なことから、

対応が難しい状況となっております。

次に、一時的な避難所として

銭湯を利用する件についてです。

(後頁へ続く)

すどう あきお

公明

個人

六

(前頁から続く)

現在、荒川等の氾濫が懸念される水害に対応した避難場所の確保のため、

先ずは、国や東京都が所管する施設との調整を進めておりますが、その後、銭湯につきましても、協議を行ってまいります。

すどう あきお

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

- 一 ウイズコロナにおける安心・安全のまちづくり
- (三) 大規模災害に負けない、地域の体制づくり
 - エ 桐ヶ丘体育館の建替えにおいて、防災拠点となる浴場施設の常備について

【要旨】

桐ヶ丘体育館建替えの際には、防災拠点として考え方も取り入れるべき。トレーニングルームに併設するスパのような民間による浴場施設を常備し、区民のために安価で入浴できる制度設計をお願いしたいが、区の見解は如何か。

すどう あきお

公明

個人

六

一 (三) エ

次に、桐ヶ丘体育館の建替えにおいて、防災拠点となる浴場施設の常備についてです。

現在計画中の桐ヶ丘体育館の改築において、既存の区立スポーツ施設にある設備や機能のほかに、防災拠点としての機能充実を図ることは重要であると認識しています。

区立スポーツ施設では、シャワールームの設置を基本としており、ご提案の内容を実現することは難しいと考えますが、改築に向けた準備を進める際には、防災をはじめ、区の課題等を踏まえつつ、どのような機能を取り込んでいくべきか十分な検討をかさねてまいります。

すどう あきお

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

一 ウイズコロナにおける安心・安全のまちづくり

(三) 大規模災害に負けない、地域の体制づくり

才 避難支援に対する補助金について

(ア) 江戸川区で大規模水害時の事前避難に一泊三千円の補助金を支給する方針を打ち出したが、北区でも導入することを提案する。

(イ) 北区がタクシー・バス事業者と締結している「災害時における緊急輸送協力に関する協定」について、どこまで具体的な話が進んでいるのか。

(ウ) 避難行動要支援者等にタクシーやバスでの移動支援の補助金を導入してほしい。利用対象者は、柔軟に検討し支援を行うべきと考えるが、どうか。

すどう あきお

公明

個人

六

一 (三) オ (ア) (イ) (ウ)

次に、避難支援に対する補助金についてです。

江戸川区における大規模水害時の

事前避難補助金制度につきましては、

北区としても承知しておりますが、

現在、国及び東京都で大規模水害時の広域避難について検討を行っているところでありますので、

その状況を注視するとともに

先行実施区における状況等を見極めながら、

研究してまいります。

次に、北区がタクシー・バス事業者と締結している「災害時における緊急輸送協力にかんする協定」についてです。

令和元年台風十九号における教訓や、

地元町会・自治会の会長・役員の皆さまからの

ご意見を踏まえ、現在、協定事業者と

避難行動要支援者の方々を

(後頁へ続く)

すどう あきお

公明

個人

六

(前頁から続く)

実際に高台の避難場所に移送する訓練の実施に向けて協議を進めているところであり、訓練を通じて、災害発生時において、円滑な運用できるよう制度設計を行っていきたいと考えております。

なお、ご提案いただきました

避難行動要支援者等に対する移動支援の補助金につきましては、

区の協定事業者が用意するタクシーやバスを利用する場合における利用者の方々の費用負担の在り方とあわせて、

今後の検討課題とさせていただきます。

すどう あきお

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

一 ウイズコロナにおける安心・安全のまちづくり

(三) 大規模災害に負けない、地域の体制づくり

力 新たな避難場所の確保について

(ア) 都立桐ヶ丘高校の活用について、地震時・水害
時の際、施設のどこが使えるのか、鍵の問題は、
人員の配置は等の課題について準備はどのような
進んでいるのか。

(イ) 東洋大学やNTC (ナショナルトレーニングセ
ンター)、板橋区との協力体制も進めていく必要
があると思うが、どうか。また、進捗の状況を
教えてほしい。

すどう あきお

公明

個人

六

一 (三) カ (ア)、 (イ)

次に、避難所等の

確保・拡充についてのご質問に順次お答えします。

はじめに、都立桐ヶ丘高校についてです。

平成十六年に締結した協定の中で、体育館棟を

避難所として提供いただくこととしており、

大規模な地震が発生した際には、

予備的な避難所として、また、

荒川の氾濫を伴う大規模な水害が想定される際には、

一般の避難場所で

他の避難者と過ごすことが難しい要配慮者等の

受入れに特化した活用を検討したいと考えております。

そこで、現在、災害発生時において、

円滑に避難所を開設することができるよう

鍵の取り扱いを含め、協議を行っているところです。

(後頁へ続く)

すどう あきお

公明

個人

六

(前頁から続く)

また、東洋大学、ナショナルトレーニング

センター、板橋区との協力体制につきましても

重要なものと認識しており、

区民の方々がより安全な避難行動を

とることができるよう

今後、速やかに協議を行ってまいります。

すどう あきお

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

一 ウイズコロナにおける安心・安全のまちづくり

(三) 大規模災害に負けない、地域の体制づくり

キ 昨年十二月に締結した「水害時の緊急避難先としての都営住宅等の空き住戸使用にかんする協定書」について

(ア) 本件の締結に至った経緯と、来年度からの具体的な運用・取り組みや課題、今後の展望を聞かせてほしい

(イ) 高台地域の住戸のみを対象とするのか、低地部の高層階住戸も対象とし垂直避難先として想定するののか

すどう あきお

公明

個人

六

一 (三) キ(ア)、(イ)

次に、水害時の緊急避難先としての都営住宅等の空き住戸使用についてです。

ご紹介の都営住宅等の

空き住戸使用にかんする協定につきましては、荒川氾濫などの大規模水害に対応するためできるだけ多くの避難場所を確保したい北区と、新型コロナウイルス感染症対策のため、区市町村に対し、できるだけ多くの避難所等の確保を推進する東京都との思いが一致したものと認識しております。

区では、学校等に設置する避難場所です。一般の方と一緒に過ごすことが困難な要配慮者等の避難場所として活用したいと考えており、今後、避難者の誘導等が課題と認識しております。

(後頁へ続く)

すどう あきお

公明

個人

六

(前頁から続く)

なお、低地部の空き住戸のうち

高層階のものにかんしては、

大規模水害が想定される際、

高台へと移動する時間的な余裕がない方のための

垂直避難先として

開放する取り扱いを検討しております。

すどう あきお

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

- 一 ウイズコロナにおける安心・安全のまちづくり
- (三) 大規模災害に負けない、地域の体制づくり
- ク (仮称) 赤羽台けやき公園について
- (ア) 防災公園としての機能はどれほどのものなのか。
- (イ) 災害時にどのように活用する予定なのか。
- (ウ) 避難者の一時滞在の受け入れまでを考えて、テナントを数十期用意して、その倉庫も配置することを提案するが、どうか。

すどう あきお

公明

個人

六

一 (三) ク(ア)、(イ)、(ウ)

次に、災害時における(仮称)赤羽台けやき公園の活用についてです。

防災用の設備としては、四十トンの防火貯水槽、マンホールトイレ五基、ソーラー照明灯、かまどベンチ二基、救援物資等を雨から防ぐための防災シェルターとなる四阿(あずまや)等を配備する計画となっています。

また、この公園は、地震等の際、被災者の方々が延焼火災から身を守るための避難場所に指定されているエリア内に整備されます。

被災者の皆さまには、火災の危険がなくなったのちに、原則として学校等に開設される避難所に移り、当面の生活を送っていただく想定とされていることから、ご提案いただいたテントの配備につきましては、今後の研究課題とさせていただきます。

すどう あきお

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

- 一 ウイズコロナにおける安心・安全のまちづくり
- (三) 大規模災害に負けない、地域の体制づくり
- ケ 赤羽台西小学校の改築について

【要旨】

二千十九年の台風十九号では、赤羽台西小学校には、赤羽台地域外の低地部の住民が多数避難した。

今回、同小学校は改築の時期が延びるようだが、

(ア) 前年には土地の一部取得の報があったが、赤羽台西小学校の今後の児童数の増加に対応できるように計画はされているのか。

(イ) 改築時に検討が必要な事項として、ウイズコロナ・アフターコロナを想定する必要から、避難施設としての役割も求められるが、現時点で、どのような認識を持っているか。

見解を問う。

すどう あきお

公明

個人

六

一(三)ケ

次に、赤羽台西小学校の改築に関する質問にお答えします。

はじめに、児童数の増加の対応についてです。

令和二年度の東京都教育人口等推計では、三十五人学級の導入を踏まえたくうえで、令和七年度までに、本年度より五学級増加しますが、現時点では、現校舎の諸室を活用することで、対応は可能であると見込んでいます。

また、改築時の学校施設の規模については、改築計画を具体化する段階で

児童数の動向などを勘案し検討してまいります。現在、区長部局において協議を行っている隣接するUR都市機構用地の確保により、敷地内の施設配置やボリューム、施工方法などの設計の自由度が広がることから、一定の対応は可能であると考えています。

(後頁へ続く)

すどう あきお

公明

個人

六

(前頁から続く)

次に、改築時の防災拠点としての整備についてです。

北区小・中学校整備方針では、

避難所として必要な機能や、防災備蓄倉庫、

マンホールトイレなどの整備に加え、

その他の防災機能については、

北区地域防災計画等に基づき適宜向上に

努めるとしています。

引き続き、避難所に求められる役割や

設備等について、区長部局と充分に連携を図りながら、

検討を進めてまいります。

すどう あきお

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

二 改正動物愛護法と地域猫対策への取り組みについて

【要旨】

改正動物愛護法が施行され、愛護動物に対する不適正飼養への指導強化や虐待の罰則が強化された。

しかし、不適正飼養や地域猫への虐待の報告を受けている。改正法を受け、不適正飼養や地域猫虐待についての区の対応と現状を問う。また、公園や広場などへの虐待防止の看板設置やステッカーの作成・配布を求める。

地域猫に関する連絡協議会の設置準備を進めていると思うが、進捗状況を問う。また、連絡協議会を通して、ボランティア登録制度の早期実現を求めるとともに、ボランティア登録制度に関する、実現に向けた課題や展望を教えてほしい。

すどう あきお

公 明

個 人

六

二

次に、改正動物愛護管理法と地域猫対策への取り組みについてお答えします。

まず、不適正飼養や地域猫虐待に関する区の対応についてです。

動物愛護法の目的を踏まえ、動物は命あるものと認識し、その習性を理解して適正に扱い、適切な飼養環境を確保することを基本原則とし、人と動物との共生社会の実現を目指しています。

適正飼養にかんしては、北区ニュースへの定期的な掲載や北区ホームページでの案内、窓口での相談やパンフレット等の配布を行っています。

動物虐待防止の活動としては、ポスターの掲示やリーフレットの配布を行っており、

(後頁へ続く)

すどう あきお

公 明

個 人

六

(前頁から続く)

北区ホームページ等で罰則強化についての注意喚起も行っています。

また、公園や広場への虐待防止看板の設置については、現在、虐待防止用のプレート作製を進めています。

今後、設置の推進を図ってまいります。

なお、虐待の疑いがある相談には、現地調査を行い、調査結果に基づき

東京都動物愛護相談センターや

警察と情報共有を図り、対応を協議しています。

次に、連絡協議会発足の進捗状況についてです。

昨年九月より、東京都動物愛護推進員と

連絡協議会の発足に向けた

準備会を毎月開催しています。

意見交換の中で、餌やりの仕方や糞尿被害の実態など地域猫に関する様々な課題が明らかとなりました。

(後頁へ続く)

すどう あきお

公 明

個 人

六

(前頁から続く)

現在、その有効な対応策を検討し、連絡協議会の体制づくりを進めていますが、今しばらく時間を要する状況です。

次に、ボランティア登録制度の導入についてです。ボランティアの皆さまには、餌だけ与えていればよしとする方から、

不妊去勢手術を施し、糞尿の始末や見守りを行い、更に身近な苦情や相談にも応じる方もおります。

このように、地域猫に対する考え方や活動の幅に大きな相違があることが、最大の課題として挙げられます。このため、ボランティア登録制度の導入には、区としての活動方針の策定や定期的な研修会の開催、活動報告の義務化等が必要と考えます。

今後、こうした地域の課題を順次整理し、ボランティアの皆さまが互いに連携協力して、地域の中で活動しやすい体制の構築に努めてまいります。